

○独立行政法人農畜産業振興機構談合情報 対応マニュアル

[平成 27 年 4 月 1 日付け]

[26 農畜機第 5824 号-9]

改正 平成 28 年 11 月 1 日付け 28 農畜機第 3790 号

平成 29 年 9 月 29 日付け 29 農畜機第 3522-2 号

平成 29 年 11 月 6 日付け 29 農畜機第 4021 号-7

令和元年 10 月 1 日付け元農畜機第 3911 号-6

令和 7 年 3 月 17 日付け 6 農畜機第 8200 号

独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）が入札に付そうとする建設工事、調査等（以下「建設工事等」という。）について、入札談合に関する情報（以下「談合情報」という。）があった場合の手續等は、独立行政法人農畜産業振興機構公益通報等取扱規程（平成 18 年 3 月 31 日付け 17 農畜機第 4968 号。以下「公益通報等取扱規程」という。）に定めるもののほか、以下のとおりとする。

第 1 業者等選定委員会の招集

- (1) 公益通報等取扱規程第 6 条により談合情報が公益通報受付・相談窓口に通報された場合又は機構職員が新聞等の報道により談合情報を把握した場合には、競争参加者資格審査等事務取扱要領（平成 15 年 10 月 1 日付け 15 農畜機第 152 号-4）第 13 条に基づく業者等選定委員会（以下「委員会」という。）の事務局である経理部経理課（以下「経理課」という。）は、収集した情報を「談合情報報告書」（様式 1）に取りまとめ、委員会の招集を契約事務責任者である委員長に依頼するものとする。
- (2) 経理課は、委員会において談合情報に関する報告を行い、委員会はこれについて審議するものとする。

第 2 談合情報の内容の確認

委員会は、審議に当たって談合の有無を判断するため、必要に応じて以下により談合情報の内容を確認するものとする。

1 事情聴取

委員会が事情聴取を行う必要があると判断した場合は、以下により事情聴取を行うものとする。

- (1) 入札に参加しようとする者又は入札に参加した者（以下「入札参加者」という。）全員に対して事情聴取を行うものとする。

- (2) 事情聴取は、委員会の複数の委員により行うものとする。なお、必要に応じて補助者を置くことは差し支えない。
- (3) 事情聴取は、次に掲げる項目を参考にし、個別の談合情報に対応した質問事項を適宜設定した上で、聴取の対象者全員に対して1者ごと個別に聞き取りを行うものとする。
 - ・業者間における受注者の選定に関する行為
 - ・業者間における入札価格の調整に関する行為
 - ・発注者の談合の明示的な指示
 - ・発注者の受注者に関する意向の表明
 - ・発注者の発注に係る秘密情報の漏洩
- (4) 聴取結果については、「事情聴取書」（様式2）を作成するものとする。

2 第三者への意見照会

- (1) 委員会は、1の事情聴取の結果、公正・中立な立場の学識経験等を有する者（以下「第三者」という。）に「談合の有無に関する意見照会について」（様式3）により、談合の有無について意見を照会することができるものとする。
- (2) 委員会は、独立行政法人農畜産業振興機構契約監視委員会設置要領（平成21年11月26日付け21農畜機第3609号）第2条に基づく者（機構の監事を除く。）から、第三者を指名するものとする。

第3 談合情報を把握した場合の対応

1 入札執行前に談合情報を把握した場合

- (1) 事情聴取は、入札の延期等により、入札の前に行うものとする。
- (2) 委員会の審議の結果、談合を疑うに足る事実があったと認められる場合には、入札の執行を取り止めるものとする。
- (3) 委員会の審議の結果、談合を疑うに足る事実があったと認められない場合には、全ての入札参加者に「誓約書」（様式4）を提出させるとともに、入札執行後に談合の事実があったと認められた場合には入札を無効とする旨の「入札執行に係る注意事項」（様式5）を入札参加者に提示することにより、入札を行うものとする。

この場合、全ての入札参加者に対し、第1回目の入札に際し単価表、又は代金内訳書（以下「単価表等」という。）を提示するよう、要請するものとする。単価表等のチェックにおいて、談合を疑うに足る事実があったと認められる場合には、入札を取り止めるものとする。
- (4) 単価表等の提示を求めるとしていない入札である場合においては、原則として単価表等の提示を要請の上、入札日を延期して入札を執行するものとする。

ただし、発注の遅れによる影響等特段の事由がある場合は、入札前にお

ける単価表等のチェックの必要性等を考慮の上、単価表等のチェックを行わずに入札を執行することができるものとする。この場合、入札後速やかに単価表等の提示を入札参加者に要請した上で、単価表等のチェックを実施し、談合を疑うに足る事実があったと認められる場合には、入札を無効とするものとする。

- (5) 入札には、積算担当者（当該建設工事等の積算内容を把握している職員）が立ち会い、単価表等を入念にチェックするものとする。この場合において、積算担当者は、第1回の入札において、全入札者が入札書を入札箱に投入した後に単価表等の提示を求め、談合の形跡がないかをチェックするものとし、談合を疑うに足る事実があったと認められない場合には、単価表等を入札者に返却した後に開札するものとする。

なお、事情聴取、単価表等のチェック等を迅速に行う必要がある場合には、事情聴取と単価表等のチェックを並行して実施することができるものとする。

2 入札執行後に談合情報を把握した場合

- (1) 入札執行後に談合情報があった場合には、入札後においては入札結果等を公表しており、落札者及び落札金額は既に閲覧に供されていることに留意しつつ、必要に応じて第2の1の事情聴取及び2の第三者の意見照会を実施するものとする。なお、第2の1の実施の前には入札者全員に対して速やかに単価表等を提出させてチェックを行うものとする。

- (2) 入札の効力の有無及び契約締結の可否に係る事務については、以下により行うものとする。

① 契約締結前の場合

ア 委員会の審議の結果、談合を疑うに足る事実があったと認められる場合には、入札を無効とするものとする。

イ 委員会の審議の結果、談合を疑うに足る事実があったと認められない場合には、入札を行った者全員から「誓約書」（様式4）を提出させた上、落札者と契約を締結するものとする。

② 契約締結後の場合

ア 委員会の審議の結果、談合を疑うに足る事実があったと認められる場合には、委員会はその旨を独立行政法人農畜産業振興機構会計規程（平成15年10月1日付け15農畜機第10号）第5条第1項第1号アの契約事務責任者に報告し、契約事務責任者等は、着手した建設工事等の進捗状況等を考慮して、契約を続行するか又は解除するかを判断するものとする。

なお、契約を解除するものと判断したときは、その理由及び事後の措置を明らかにするものとする。

イ 委員会の審議の結果、談合を疑うに足る事実があったと認められない

場合には、入札を行った者全員から「誓約書」（様式4）を提出させた上で、契約を続行するものとする。

第4 公正取引委員会への通報等

- (1) 委員会は、談合情報の信憑性を審議し、信憑性があると判断した場合には、直ちに「談合情報に関連する資料の送付について」（様式6）により公正取引委員会に通報するものとする。
- (2) 委員会は（1）の後、「事情聴取書」（様式2）の写しを公正取引委員会に送付するものとする。
- (3) 委員会は、入札執行前に談合情報を把握した場合において、談合を疑うに足る事実があったと認められるときは、入札を取り止める旨を公正取引委員会へ通報するものとする。
- (4) 委員会は、談合を疑うに足る事実があったと認められないときは、様式4の写し及び「入札状況調書」（様式7）を公正取引委員会へ送付するものとする。
- (5) 委員会は、入札執行後に談合情報を把握した場合において、契約締結前に談合を疑うに足る事実があったと認められるときは、入札を無効とする旨を公正取引委員会へ通報するものとする。
- (6) 委員会は、契約締結前に談合を疑うに足る事実があったと認められないときは、「誓約書」（様式4）の写し及び「入札状況調書」（様式7）を公正取引委員会へ送付するものとする。
- (7) 委員会は、契約締結後に談合を疑うに足る事実があったと認められるときは、契約の続行又は解除の判断結果等を公正取引委員会へ通報するものとする。
- (8) 委員会は、契約締結後に談合を疑うに足る事実があったと認められないときは、「誓約書」（様式4）の写しを公正取引委員会へ送付するものとする。
- (9) 委員会は、公正取引委員会への通報等は、委員長の役職名において行うものとする。
- (10) 委員会は、公正取引委員会から問合せがあった場合には、的確に対応するものとする。

第5 報道機関への対応

談合情報について、報道機関から発注者としての対応についての説明を求められた場合には、総務部総務広報課が対応するものとする。

第6 業務監査室への報告

委員会は審議の最終結果を業務監査室へ報告するものとする。

第7 その他

具体的な対応については、別紙の談合情報対応フローを参考に行うものとする。

附 則（平成27年4月1日付け26農畜機第5824号-9）

このマニュアルは、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年11月1日付け28農畜機第3790号）

このマニュアルは、平成28年11月1日から施行する。

附 則（平成29年9月29日付け29農畜機第3522-2号）

このマニュアルは、平成29年10月1日から施行する。

附 則（平成29年11月6日付け29農畜機第4021号-7）

このマニュアルは、平成29年11月6日から施行し、平成29年11月13日から適用する。

附 則（令和元年10月1日付け元農畜機第3911号-6）

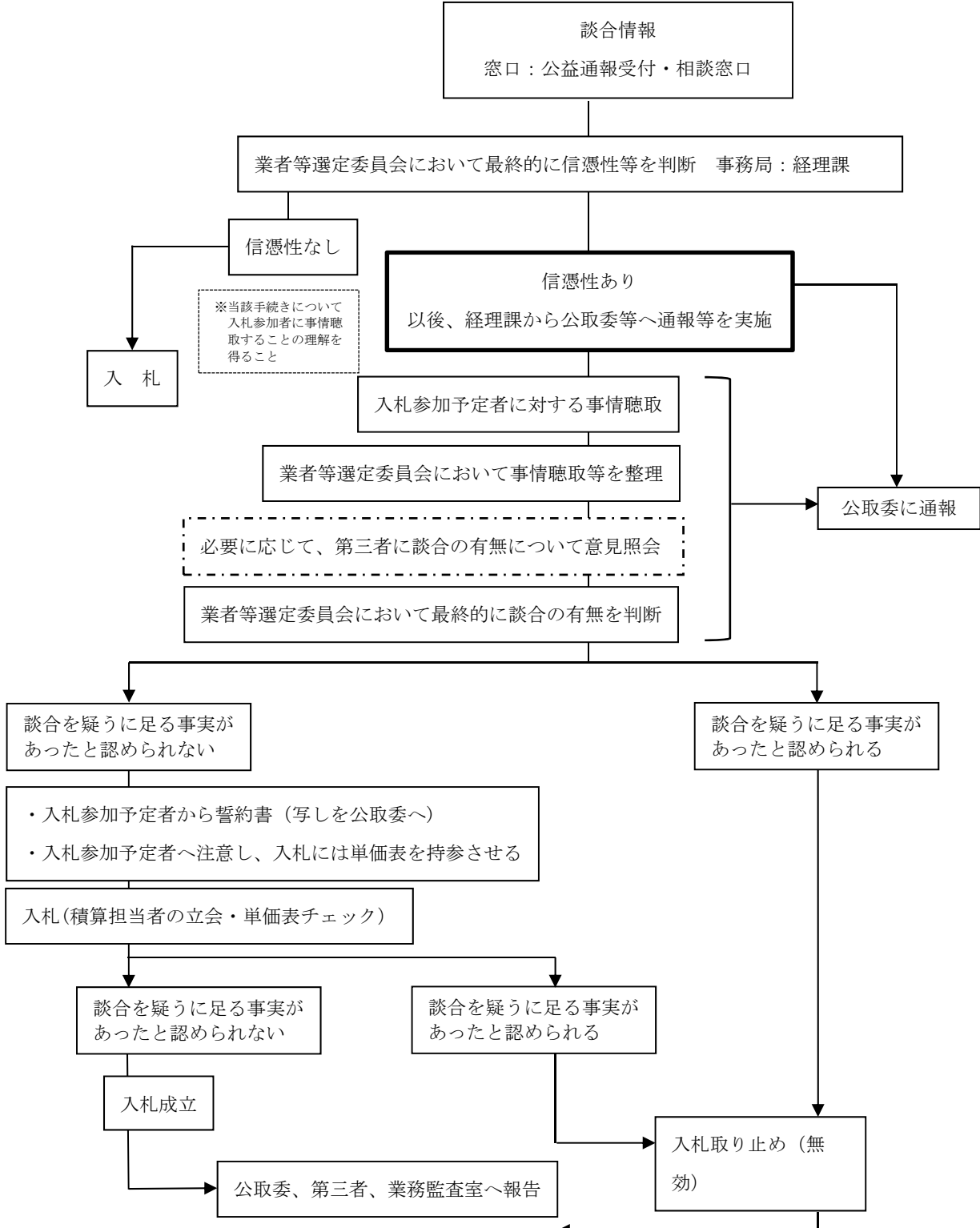
このマニュアルは、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和7年3月17日付け6農畜機第8200号）

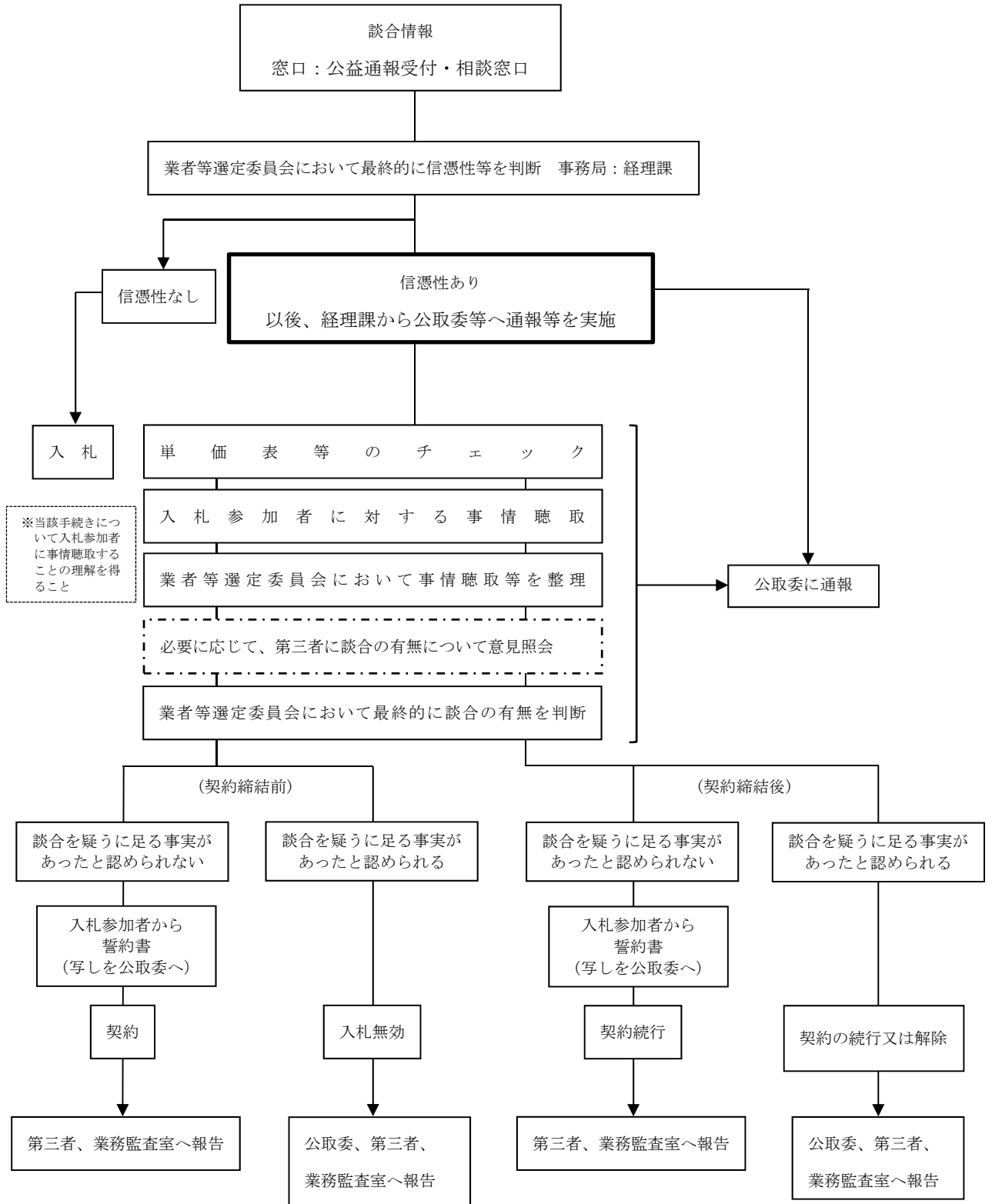
このマニュアルは、令和7年4月1日から施行する。

談合情報対応フロー

【入札執行前に談合情報を把握した場合】



【入札執行後に談合情報を把握した場合】



* 契約及び契約続行の場合は公取委へ入札状況調書を提出。

様式 1

談合情報報告書

情報を受けた日時	令和 年 月 日 () 時 分
建設工事等 (業務) 名	
入札 (予定)	令和 年 月 日 () 時 分
情報提供者	・報道機関 ・その他 役職・氏名等
受信者	
情報手段	・電話 ・書面 ・面接 ・報道
情報内容	
応答の概要	
当該案件の問合せ先	

※ 情報の信憑性を判断するにあたって考慮すべき事項の例

- ・ 寄せられた情報について、具体的な事案が特定できること
- ・ 情報提供者が特定されていること
- ・ 機構において、寄せられた情報の真偽を確認できること

様式 2

事情聴取書

(記入例)

建設工事等 (業務) 名

業者名

事情聴取を受けた者

事情聴取者

日時

場所

質問事項	聴取内容

様式 3

番 号
令和 年 月 日

〇〇〇〇 殿

独立行政法人農畜産業振興機構
契約事務責任者〇〇〇〇

談合の有無に関する意見照会について

当機構の〇〇〇〇建設工事等（業務）の入札について、談合情報に基づく事情聴取を行いましたので、貴殿の意見を伺います。

（参考資料等）

- 1 談合情報報告書（写）
- 2 事情聴取書（写）
- 3 誓約書（写）
- 4 入札状況調書（写）
- 5 その他必要な書類
（当該時点で配布可能なもの）
- 6 業者等選定委員会の案とその理由

様式 4

誓約書

令和 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
契約事務責任者〇〇 〇〇 殿

会社名
代表者名
担当者名

今般の〇〇〇〇〇〇〇〇建設工事等（業務）の競争入札に関し、独立行政法人農畜産業振興機構契約事務細則第 1 5 条第 5 項の規定に抵触する行為は行っていないことを誓約するとともに、今後とも同規定を遵守することを誓約します。

なお、この誓約書の写しが公正取引委員会に送付されても、異議はありません。

（参考）契約事務細則第 1 5 条第 5 項

<p>（入札） 第 1 5 条 5 機構における入札の参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という）等に抵触する行為を行ってはならない。</p>
--

様式 5

入札執行に係る注意事項（参考例）

- 1 本件入札について談合があったとの通報があったが、入札者に対する指示書を遵守し、厳正に入札すること。
- 2 入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合には、独立行政法人農畜産業振興機構契約事務細則（平成15年10月1日付け15農畜機第152号-2）第17条第2項第7号により入札は無効とする。

様式 6

令和 年 月 日
番 号

公正取引委員会事務局
〇〇課長 殿

独立行政法人農畜産業振興機構
契約事務責任者〇〇〇〇

談合情報に関する資料の送付について

当機構の〇〇建設工事（業務）の入札に係る談合情報に関する資料を、別添のとおり送付いたします。

（事項）

- 1 談合情報報告書（写）
- 2 事情聴取書（写）
- 3 誓約書（写）
- 4 入札状況調書（写）
- 5 入札（契約）に関する連絡（取り止め、無効、解除）
（当該時点で報告可能なものにマルをつけること）

様式 7

入札状況調書

1 入札に付した事項

2 入札日時

3 入札場所

4 予定価格

円（消費税及び地方消費税相当額を除く）

5 入札状況

（単位：円）

入札者名	入札金額	順位	落札・不落の別

注：入札金額は、消費税及び地方消費税相当額を除く